

申 請

令和5年8月8日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣 岸田 文雄 様

宮城県知事 村 井 嘉 浩

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく
令和5年3月8日付け指示について、下記のとおり申請する。

記

1 次に掲げる品目について出荷制限を一部解除すること。

宮城県刈田郡蔵王町において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）のうち、「宮城県放射性物質低減のための原木きのこ（露地栽培）栽培・出荷管理実施要綱」における「宮城県原木きのこ（露地栽培）栽培・出荷管理基準」に即して生産され、基準値以下であることが確認されたしいたけ。

2 解除を申請する理由

別紙参照

出荷制限解除後の管理計画

1 出荷制限を解除する範囲

原子力災害対策本部長から出荷制限が指示された宮城県刈田郡蔵王町において算出されたしいたけ（原木を用いて露地栽培されたものに限る。）のうち、「宮城県原木きのこ（露地栽培）栽培・出荷管理基準」（以下「県栽培管理基準」という。）に即して生産され、基準値以下であることが確認されたしいたけ。

2 経過及び解除申請の理由

平成24年3月14日、蔵王町の原木しいたけ（露地栽培）1検体から一般食品の基準値（平成24年3月31日まで500Bq/kg、同年4月1日から100Bq/kg）を超える放射性セシウム（520.0Bq/kg）が検出されたため、同年3月15日出荷制限が指示された。蔵王町内の生産者1名（新規生産者）のほだ場について、県栽培管理基準に基づいた管理が確認できた事から、当該ロットの発生前ほだ木及び発生したしいたけ子実体の検査を実施した。

検査の結果、子実体（3検体）は平均16.0Bq/kg、最大18.0Bq/kgで食品の基準値を大きく下回った。また、発生前ほだ木（3検体）についても、平均9.7Bq/kg、最大14.0Bq/kgで指標値（50Bq/kg）を大きく下回った。

3 宮城県刈田郡蔵王町における管理計画

(1) 県栽培管理基準の遵守

宮城県は、国が示すガイドラインに基づき策定した県栽培管理基準に基づいて、蔵王町内で原木しいたけ生産に取り組む生産者に対し、定期的に立ち入り検査を実施し管理が適切に行われている事を「栽培管理チェックシート」等で確認し、必要に応じて指導・支援を実施する。

生産者は、原木の購入先、取組事項の状況、ほだ木や子実体の検査結果を「栽培管理チェックシート」に記録し管理を実施する。

(2) 出荷制限解除後の出荷・生産管理

管理として、蔵王町内で原木しいたけの栽培を行う生産者について、宮城県で定める「宮城県放射性物質低減のための原木きのこ（露地栽培）栽培・出荷管理実施要綱」（以下「要綱」という）により、生産者毎に住所、連絡先、ほだ場箇所数、ほだ木本数、原木産地、植菌年度、検査結果及び出荷先等を記録した生産者台帳を整備するとともに、生産者の認証登録を行い、その旨を当該生産者及び蔵王町へ通知し、宮城県と蔵王町は、HPへ認証登録者氏名を公表するとともに、流通業者（直売所、小売店、JA、卸売市場）等に対し、当該生産者情報を周知する。

認証登録された生産者は、出荷する場合、出荷物に登録者住所・氏名を表示し併せて認証登録通知の写しを添付する。また、宮城県と蔵王町は、定期的に認証登録された生産者に対し、立ち入り検査を実施し、生産管理が適切に実施されている事を確認する。

県栽培管理基準に適合しないことが確認された場合や、認証登録の不正な使用が確認された場合は、当該生産者に対し、原木しいたけを出荷しないよう指導し、登録を抹消する。

宮城県と蔵王町は連携して、適切な出荷管理が実施されているか確認するとともに、流通業者等に対し、蔵王町産原木しいたけの入荷の際には、生産者から提示された認証登録証をもとに、出荷可能な生産者の出荷品であることの確認を要請する。また、

認証登録証の提示がない場合や認証登録された生産者で無いことが判明した場合は、蔵王町へ報告するよう依頼する。

(3) 出荷制限解除後の検査計画

ア 栽培管理基準に基づく出荷前検査

1 ロット毎に1検体の出荷前検査を実施する。

イ 定期的検査

出荷期間中は毎月1検体の定期検査を実施する。

(4) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

宮城県は速やかに、蔵王町産原木しいたけの出荷自粛を要請するとともに、宮城県による精密検査を実施し、基準値を超えた事が確認された場合は、出荷中の原木しいたけの回収を要請する。

(5) 新たに出荷再開を認める判断基準

今後生産予定の生産者及び生産中止中の生産者については、宮城県が下記の要件を全て満たすと認め、当該生産者を認証登録した場合に出荷出来るものとする。

ア 県栽培管理基準に則した生産が確認できること。

イ 原木しいたけの検査結果が一般食品の基準値を十分下回っていること。

ウ 生産者による生産管理台帳が整備されており、常に点検・更新ができる体制が整備されていること。

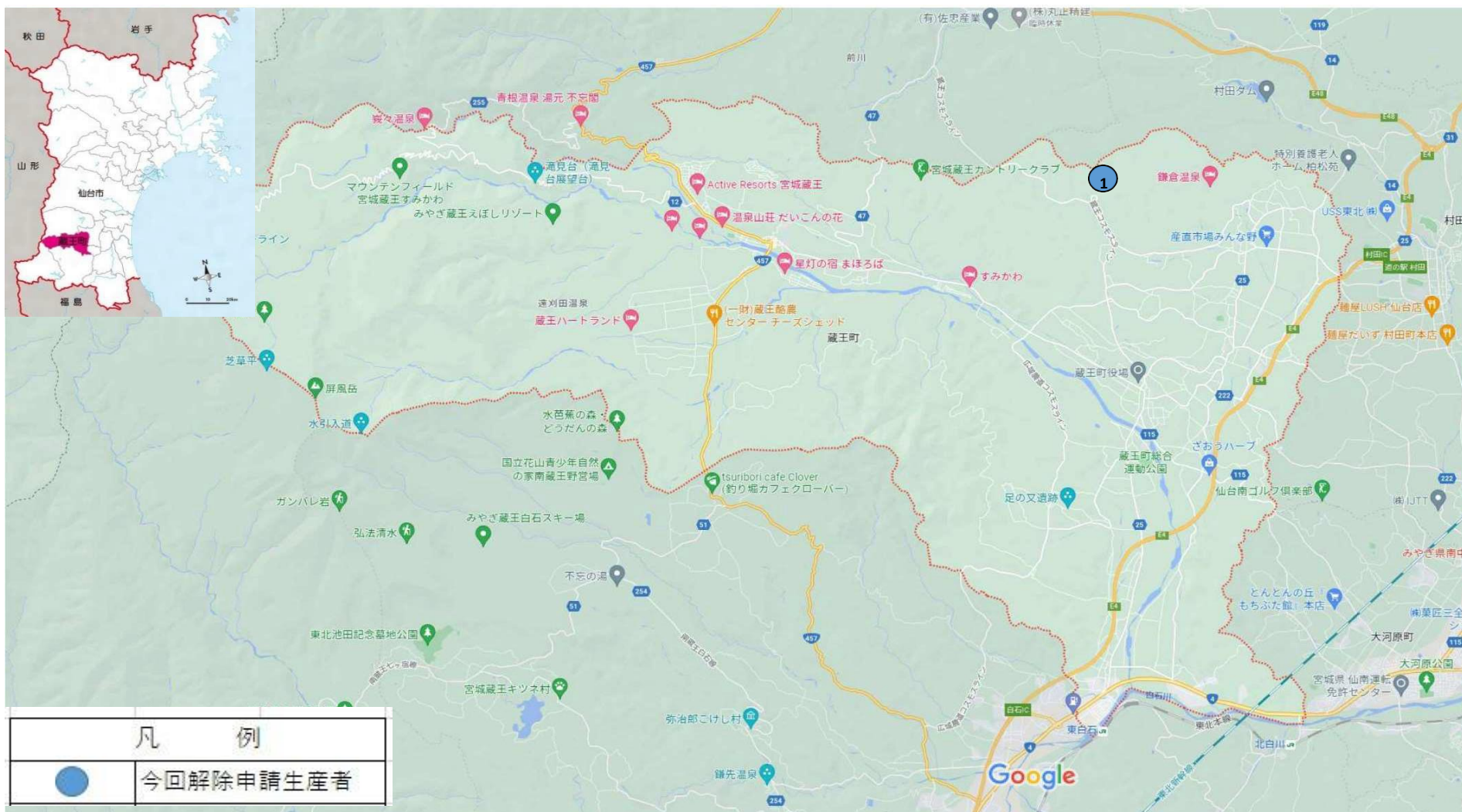
(6) 関係者への周知

宮城県は蔵王町と連携し、本計画の内容について、生産者・流通業者等に周知を図るとともに、関係機関・団体に協力を求める。

宮城県蔵王町の原木しいたけ(露地栽培)検査結果

生産者番号	所在地	ロット番号	結果判明日	きのこ	発生前ほだ木 (参考)
				Cs合計 (Bq/kg)	Cs合計 (Bq/kg)
1	刈田郡蔵王町 平沢字西原地内	1	R4.10.6		8
			R4.10.6		14
			R4.10.6		7
			R5.4.5	18.0	
			R5.4.5	16.0	
			R5.4.5	14.0	
検体数				3	3
平均値				16.0	9.7
最大値				18.0	14.0
標準偏差				2.0	3.8

宮城県蔵王町 原木しいたけ（露地栽培）生産者位置図



令和 年

放射性物質低減のための
原木きのこ栽培・出荷管理チェックシート兼作業日誌

■ 記録シート(栽培管理を行った証明となりますので、原木の購入や放射性物質の検査、出荷等を行った際に必ず記録して下さい。)

- 栽培管理記録……………【記録シート①】
- 出荷・販売記録……………【記録シート②】
- 栽培管理経費記録……………【記録シート③】

■ チェックシート **必須** は必須項目です。
(行程ごとに実施したものをチェックして下さい。)

- 必須** 原木の管理……………①, ②植
菌……………③
- 必須** 購入ほだ木の管理……………④
仮伏せ……………⑤
本伏せ……………⑥
- 必須** 発生前ほだ木の管理……………⑦
発生・休養……………⑧
収穫……………⑨
- 必須** きのこの管理……………⑩乾
燥……………⑪選
別・包装・保管……………⑫
共通事項

■ 作業日誌 (作業を行った日に記載して下さい。)

栽培品目	生産者氏名
住所	
電話番号	

※必須事項は国のガイドラインで必須となっている事項で、出荷制限解除の際は必ず行う必要があります。

※必須事項以外は重要事項となります。実施可能な範囲でできる限りの取組を行きましょう。

※栽培管理経費については、経費が発生した証拠となるため領収書等と併せて記録保存しておきましょう。

【チェックシート①～②】放射性物質低減のための原木きのご栽培管理取組事項

※ロットNo.欄に実施した取組事項に○をしてください。

生産者氏名()

1ページ

【伐採・立木購入, 購入原木】

工程番号	工 程	区 分		取 組 事 項	ロットNo.1	No.2	No.3	No.4	No.5
① (必須)	自伐、立木購入 の原木の管理	購入時の確認、取扱	野外・施設	・指標値(50Bq/kg)以下の原木を使用しましたか					
			野外	・粉塵、土、腐植層など付着、接触しないように、原木をブロックなどの上に置き、シートで覆いましたか					
② (必須)	購入原木の管理	購入時の確認、取扱	野外・施設	・指標値(50Bq/kg)以下の原木を使用しましたか					
			野外	・粉塵、土、腐植層など付着、接触しないように、原木をブロックなどの上に置き、シートで覆いましたか					

※必須事項は国のガイドラインで必須となっている事項で、出荷制限解除の際は必ず行う必要があります。

※必須事項以外は重要事項となります。実施可能な範囲でできる限りの取組を行いましょう。

【チェックシート③～④】放射性物質低減のための原木きのご栽培管理取組事項

※ロットNo.欄に実施した取組事項に○をしてください。

生産者氏名()

【植菌, 購入ほだ木の管理】

工程番号	工 程	区 分		取 組 事 項	ロットNo.1	No.2	No.3	No.4	No.5
③	植菌	空間線量率の測定	野外	・空間線量率の測定を行い、空間線量率の低い場所で行いましたか					
		放射性物質の低減	野外・施設	・原木、ほだ木はシート、ブロックなどの上に置き、直接地面に付かないようにしましたか					
				・種菌は室内に保管しましたか					
				・植菌作業は地面に接触させず、シートなどの上で行いましたか					
④ (必須)	購入ほだ木の管理	購入時の確認、取扱	野外・施設	・指標値(50Bq/kg)以下のほだ木を使用しましたか					
				・粉塵、土、腐植層など付着、接触しないように、ほだ木をブロックなどの上に置き、シートで覆いましたか					

【チェックシート⑤】放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理取組事項

※ロットNo.欄に実施した取組事項に○をしてください。

生産者氏名()

【仮伏せの管理】

3ページ

工程番号	工 程	区 分		取 組 事 項	ロットNo.1	No.2	No.3	No.4	No.5	
⑤	仮伏せ	空間線量率の測定	野外	・空間線量率の測定を行い、空間線量率の低い場所で行いましたか						
		環境整備	野外	・下層植生、落葉等腐食層、表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなどを敷きましたか						
				・スギ、ヒノキなど常緑針葉樹林内の場合、遮光も勘案しながら枝葉の除去をしましたか。						
		放射性物質量の低減		野外	・直接スギなど枝葉から垂れる雨水が当たらないように、ほだ木を列ごとにシートで覆いましたか					
				施設	・ハウス内の清掃・洗浄を行いましたか					
				野外・施設	・ほだ木はブロックや枕木などの上に置き、直接地面につけないようにしましたか					
					・ほだ木への土の跳ね返りを防ぐため、砂利、木材チップ、かや、シートなど敷きましたか					
			・散水する水は濁りのない沢水や井戸水及び水道水を使用しましたか							

※必須事項は国のガイドラインで必須となっている事項で、出荷制限解除の際は必ず行う必要があります。

※必須事項以外は重要事項となります。実施可能な範囲でできる限りの取組を行いましょう。

		午前 時 分~午前 時 分	
		午後 時 分~午後 時 分	